

平成31年度岡山市障害者一般就労支援事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

平成31年4月22日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

平成31年度岡山市障害者一般就労支援事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 平成31年度岡山市障害者一般就労支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別添業務委託仕様書(案)(以下「仕様書」という。)参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から平成32年3月31日
- (4) 概算予算額 総額 12,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、
③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「人材派遣業」業種細分「人材派遣業」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく有料職業紹介の許可を受けていること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～平成31年5月13日(月)
仕様書等に関する質問受付	平成31年5月7日(火)午後5時15分まで(必着)
仕様書等に関する質問回答	平成31年5月9日(木)午後5時15分までに掲載
企画提案書の提出	平成31年5月9日(木)から平成31年5月14日(火)午後5時15分まで(必着)
ヒアリングの実施(予定)	平成31年5月21日(火)頃
審査結果の通知(予定)	平成31年5月24日(金)頃

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)からダウン

ロード又は岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課 就労・自立支援係の窓口で交付します。

◆ホームページアドレス

(http://www.city.okayamama.jp/hofuk/shougai/shougai_t00046.html)

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受付けます。なお、質問は「岡山市障害者一般就労支援事業業務委託企画競争に係る質問書」(様式3)で行うものとします。ただし、評価基準の配点等の審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メール又はファクシミリにより岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課へ提出してください。(提出後は、必ず電話により着信の確認をしてください。)

◆電子メール : shougai-fukushi@city.okayama.lg.jp

◆ファクシミリ : 086-803-1755

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課就労・自立支援係宛に持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、「岡山市障害者一般就労支援事業業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 提出書類

① 企画競争参加申請書(様式1)

② 企画提案書(様式2-1から様式2-9まで)

・原則としてA4版、縦書き・横書き、左綴じ・両面印刷とします。ただし、説明のためやむをえない場合、A3版横折に一部変更することは差支えありません。

・各ページの下部中央にページ番号を印字してください。

・必要に応じて、別紙の添付により記載してください。

③ 有料職業紹介事業許可証の写し

(3) 提出部数

① (2)の②企画提案書については、社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)、社名、代表者印のないもの7部(副本)。副本7部には、提案者が判別できるような記載等は行わないでください。

② (2)の①及び③は、各1部提出してください。

(4) 注意事項

① 企画競争参加申請書(様式1)において、有資格者名簿に委託先が登録されている場合は、委任先を記入してください。

② 経費積算表(様式2-9)の作成にあたっては、仕様書及び提案を実施する必要経費を適切に計上してください。記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税を含む。)を別々に記載し、合計金額を明記してください。

③ 仕様書等に関する質問回答を確認の上、提出してください。

④ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

⑤ 提案書の提出後においては、提出期限に関わらず、差し替え、再提出は認めません。

⑥ 参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届(様式4)を岡山市保健福祉局障害福祉課 就労・自立支援係に持参してください。

(5) 受付等を行う日及び時間

① 受付日 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日

② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分の間

8 企画提案書記載項目

- (1) 企画提案書表紙（様式2-1）
 - (2) 本業務の目的に対する理解及び業務基本方針について（様式2-2）
 - (3) 障害者を雇用する企業の開拓に向けた取組内容（様式2-3）
 - (4) 障害者の職場実習受入企業の開拓に向けた取組内容（様式2-4）
 - (5) 福祉施設から一般就労への障害者の移行及び職場定着を支援する取組内容（様式2-5）
 - (6) 就職面接会に参加する障害者や企業等を増やす取組内容及び就職面接会の運営内容並びに就職した障害者の職場定着を支援する取組内容（様式2-6）
 - (7) 本業務における関係機関や関係団体等との連携の進め方（様式2-7）
 - (8) 本業務の実施体制（人員・組織体制）（様式2-8）
 - (9) 経費積算表（様式2-9）
- ※各様式については、必要事項の記載があれば任意様式でも可とします。

9 特定方法等

- (1) 審査体制
岡山市障害者一般就労支援事業業務委託企画競争委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- (2) 審査方法
 - ① 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
 - ② 委員会は、評価基準を基に100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
 - ③ 委員の審査点数の平均点が、55点を下回る提案については特定しないものとします。
- (3) ヒアリングの実施
提案についてヒアリングを実施します。
 - ① 出席者は1提案者2名以内とします。
 - ② 発表時間は15分以内とし、その後委員会の委員が質問を行います。
 - ③ 資料の追加及びプロジェクター等の機材は使用できません。
 - ④ 詳細な日時、場所については後日お知らせします。
- (4) 審査基準
岡山市障害者一般就労支援事業業務委託企画提案書等評価基準（別表）のとおり
- (5) 提案者の失格
契約の相手方として決定するまでに提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。
 - ① 「3 参加資格」を満たさなくなったとき
 - ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
 - ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
 - ⑦ その他委員会で、本業務の執行にふさわしくないと認められた場合
- (6) 特定結果の通知
最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自

治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格条件に該当した場合等において、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

11 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提案書の作成及び提出等に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提案された提案書等は、受託事業者の選定以外には使用しません。
- (4) 提案書は、特定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。なお、特定された提案書の提案者との契約を締結した後、作成した複製は破棄します。
- (5) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (7) 提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏えい、不正使用を行わないこと。
- (8) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としません。
- (9) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (10) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (11) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局障害・生活福祉部
障害福祉課 就労・自立支援係（保健福祉会館7階）
担当：小西、葛原
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話：086-803-1234（直通）
FAX：086-803-1755
電子メール：shougai-fukushi@city.okayama.lg.jp